

12月実施の特定健康診査は予約制に変更になりました！

新型コロナウイルス感染症予防のため、特定健診を予約制に変更します。

ただし、風邪などの症状のある方、2週間以内に発熱のあった方、2週間以内に新型コロナウイルスに感染した方や、その疑いのある方と接触歴のある方は受診できません。

また、基礎疾患（糖尿病、心臓病、呼吸器疾患など）のある方は新型コロナウイルス感染症に、り患した場合に重症化の危険性がありますので、ご自身の身を守るためにも、事前にかかりつけ医に健診受診についてご相談ください。

※健診中は各自マスクを着用いただきます。マスクはご自身でご用意ください。

- 対象：国民健康保険・後期高齢者医療保険・協会けんぽ（集合契約Bの受診券をお持ちの方）
- 予約方法：10月19日（月）から開始
（平日：午前9時から午後4時まで受付）
ご予約の際は、健診希望日と受付時間をお伝えください。
役場保険年金課へ電話にてご予約ください。

日付	会場	受付時間	
		午前の部	午後の部
15日（火）	利根町文化センター	午前9時 (25人定員)	午後1時 (25人定員)
16日（水）	利根町すこやか交流センター		
17日（木）	利根町文間集落センター	午前9時30分 (25人定員)	午後1時30分 (25人定員)
18日（金）	利根町すこやか交流センター		
20日（日）	利根町すこやか交流センター	午前10時 (25人定員)	午後2時 (25人定員)
21日（月）	利根町文化センター		
22日（火）	利根町生涯学習センター		
23日（水）	利根町生涯学習センター		
24日（木）	利根町生涯学習センター		
25日（金）	利根町生涯学習センター		

※順番待ちでの密集を避けるため、受付時間近くにお越しくださいますようご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 役場保険年金課
国民健康保険係・後期医療係 ☎68-2211

あなたも里親になりませんか？

茨城県には家庭の事情により親と暮らすことのできない社会的養護の子どもが約700人います。その多くは施設で生活していますが、国では子どもが心身共に健やかに育つよう家庭養護である里親制度を推進しています。しかし、県内における里親制度の認知度は低いのが現状です。その為、里親制度を広く知っていただくために制度説明会を開催します。興味のある方はぜひお越しください。私たちは子どもたちに温かい家庭を提供して下さる里親を求めています。

里親制度説明会

日 時	11月20日（金） 午前10時～
場 所	つくば同仁会 つくば市高崎802-1
参 加 費	無料
申 込 期 日	11月15日（日）

申し込み・問い合わせ先
児童養護施設 つくば香風寮 担当 増子・國松
☎029-875-3451

里親の種類

- ・養育里親・・・家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親
- ・養子縁組里親・・・特別養子縁組によって、子どもを養子として育てる里親
- ・専門里親・・・虐待や障がいにより専門的なケアを必要とする子どもを育てる里親
- ・親族里親・・・両親が死亡するなどして育てられなくなった子どもを三親等以内の親族が育てる里親

地場産業フェスティバルで里親制度をPR

「里親制度」について、県の里親支援専門員によるPRを行う予定です。この機会に里親制度について、ぜひ知ってください。

日時：11月3日（火） 午前10時～午後2時
会場：利根町文化センターおよび利根町保健福祉センター

問い合わせ先
「地場産業フェスティバル」について
利根町地場産業推進協議会事務局（役場経済課内）
☎68-2211（内線435）

「里親制度PR」について
役場子育て支援課 ☎68-2211（内線144）

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合があります。

里親になるまでの流れ

- ①相談・ガイダンス
児童養護施設つくば香風寮にお問い合わせください。里親制度の詳しい説明をします。
- ②基礎研修・実習
里親制度に関する基本的な研修の受講と実習を行います。
- ③認定前研修・実習
基礎研修・実習を経てから認定前研修の受講と実習を行います。
- ④必要書類の提出
管轄の児童相談所に申請書、必要書類を提出します。
- ⑤調査・審査認定・登録
家庭調査後、審議会を経て里親登録となります。

<対象となる方>

給付金の種類ごとに、以下の支給要件をすべて満たしている方になります。

【高齢基礎年金を受給している方】

- ・65歳以上で高齢基礎年金を受けている。
- ・請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている。
- ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,900円以下である。

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

- ・障害基礎年金または遺族基礎年金を受けている。
 - ・前年の所得額が「4,621,000円+（扶養親族の数×38万円※）」以下である。
- ※同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は**48万円**、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は**63万円**。

<請求の手続きについて>

今後、高齢・障害・遺族基礎年金の受給を始める方は、年金の裁定請求を行う際にあわせて、土浦年金事務所または役場保険年金課で手続きをしてください。

制度の詳細や申請方法については、保険年金課窓口または下記のホームページでご確認ください。

【厚生労働省ホームページ】<https://www.mhlw.go.jp/>

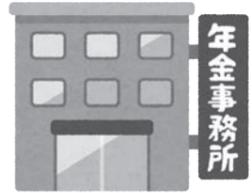
トップページから画面上部の「政策について」

→「分野別の政策一覧」

→年金「年金・日本年金機構関係」

→「年金生活者支援給付金について」

【特設サイト】<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkyuufukin/index.html>



注意

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、「口座番号を聞く」「手数料などの金銭を求める」ことはありません。

問い合わせ先 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165（ナビダイヤル）
「050」で始まる電話でおかけになる場合 ☎03-6700-1165
役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211（内線176）



厚生労働省 HP



特設サイト

振込予定日 **10月23日（金）**
償還対象診療月 令和2年5月診療分から令和2年7月診療分まで
通帳記帳 「ジコフタン●●ガツ」
<償還対象>
外来自己負担金＝妊産婦・小児・ひとり親家庭の方
入院自己負担金＝年齢が0歳～18歳の方
※振り込み予定日前に振込口座・名義などを変更された場合は、振り込み不能となります。連絡をしていただくとともに、保険年金課へ口座変更届の提出をお願いします。
※領収書は、お振り込みが確認できるまで、大切に保管してください。

医療福祉費支給制度（マル福）の県内医療機関受診分の自己負担金について、左記の日程で、ご指定の口座に振り込みを予定しています。



問い合わせ先 役場保険年金課 医療福祉係
☎68-2211（内線177）

国民年金
あれこれ
知って得する！

年金生活者支援給付金制度について